

(表)

様式第1号(第4条関係)

貝塚市本人通知制度事前登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 貝塚市長

申 込 者	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	連絡先			
申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人			

貝塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名(住民票の写し 等に記載のある者)	フリガナ			
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男・女	
住 所				
本 籍		筆頭者		
連 絡 先				

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人			
氏 名	フリガナ			
住 所	〒 ー			
連 絡 先				

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状)

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他	

(裏)

貝塚市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、貝塚市において、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。）全部（個人・一部）事項証明書、謄抄本及び記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等(注1)の代理人及び自己等以外の者(注2)（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

(注1)自己等……（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属
(注2)自己等以外の者……個人、法人、八士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、
税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）

- 2 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に貝塚市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 通知する内容は、①住民票の写し等を第三者に交付した日、②交付した住民票の写し等の種別及び通数、③交付請求者の種別です。
なお、③の交付請求書の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八士業」の4種類です。
- 4 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）は、貝塚市役所市民課の窓口で事前登録の申込みを行います。（市の休日を除く。）
疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にはすることができます。
(1) 事前登録希望者が疾病等により直接、申込みをすることができない場合
(2) 他の市区町村に居住している場合
- 6 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。変更の届出がない場合は、事前登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。
- 7 なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が貝塚市に存在しなくなったとき（除票の保存期間満了等）は、事前登録を廃止します。